

取引業者 各位

独立行政法人国立青少年教育振興機構
財務部財務課

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月から消費税の適格請求書等保存様式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

適格請求書を交付できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られます。事業者の方がインボイス制度が導入される令和5年10月から「適格請求書発行事業者」になることを選択する場合は、原則、令和5年3月31日までに所轄税務署へ登録申請を行う必要があります。

「適格請求書発行事業者」になることを選択する取引業者各位におかれましては、国税庁ホームページ内「インボイス制度公表サイト」をご確認の上、インボイス制度が開始される前までに登録申請手続きを完了していただきますようお願いいたします。

○国税庁ホームページ内の「インボイス制度公表サイト」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

○インボイス制度に関する一般的なご相談は、国税庁の専用ダイヤルにお問合せ願います。

【専用ダイヤル】0120-205-553

【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

（本件問合せ先）

国立青少年教育振興機構財務部財務課財務企画係

TEL：03-6407-7652・7653